

京都市告示第 245 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成28年 7月25日

京都市長 門川大作

氏名又は名称	住所	改正内容
有限会社宮本金物	京都市上京区一条通御前西入ル大東町87番地	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)